

練馬区国民保護計画作成の基本的考え方（素案）

国が示した枠組み

[国民保護法] H16. 9 .17 施行

都道府県の責務（法第 3 条）
 国の基本的方針に基づき、国民保護措置を的確・迅速に実施
 都道府県域内の関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進
 都道府県計画（法第 34 条）
 政府の定める基本指針に基づき作成
 計画事項
 ・ 国民保護措置の総合的推進（実施体制）
 ・ 都道府県が実施する国民保護措置
 ・ 区市町村、指定地方公共機関が計画を作成する際の基準 等

[基本指針] H17. 3 .25 閣議決定

国民保護措置の基本的指針
 国、都道府県等の責務・役割分担に従って実施
 関係機関相互の連携・協力を確保
 基本的人権の尊重 等
 武力攻撃等の事態想定（8 類型）の提示
 避難、救援、武力攻撃災害への対処等に係る措置・留意事項

[都道府県モデル計画] H17. 3 .31 総務省提示

計画作成の参考として提示（自治法上の助言）

東京都計画（平成 18 年 3 月制定）の特徴

ポイント 1

「基本指針」モデル計画」を基本

- 1 国の方針や指示に応じて迅速・的確に措置を行うための行動指針
- 2 都民の理解と協力を確保
- 3 武力攻撃事態等 8 類型全体に通じる対処の基本を提示併せて、事態類型ごとの対応の違い、留意事項を特記

ポイント 2

東京の特性、実効性に配慮

- 1 大規模集客施設やオフィス街での避難体制の構築
- 2 放送事業者との協力、多様な情報伝達手段の活用
- 3 島しょ地域では、早めに全島民を計画的に本土に避難させることを基本
- 4 緊急対処事態（大規模テロ等）への対処に備え初動対応力を強化

ポイント 3

災害対策等の仕組みを最大限に活用

- 1 「地域防災計画」等で構築された仕組みを活用
- 2 区市町村・関係機関、近隣自治体との緊密な連携・協力を重視
- 3 都の総力を発揮し得る全庁的な実施体制を構築

裏面へ

練馬区計画の作成方針（素案）

- 1 東京都国民保護計画に基づく「東京都区市町村国民保護モデル計画」の内容を反映し、「練馬区地域防災計画」の仕組みを準用した計画とする
- 2 住宅都市の性格を有し、緑に恵まれた地域でもある一方、区内に存在する様々な施設、ターミナル機能を持つ練馬駅等を有しているという特性をふまえて、地域の実情を念頭においた計画とする
- 3 憲法に保障する自由と権利の尊重や国際人道法の尊重、外国人への保護措置の適用など基本的人権の尊重を重視した計画とする
- 4 要介護者等の災害時要援護者に対する避難、救援、情報伝達等に配慮した計画とする
- 5 区民の自らの備えや相互の協力といった自助・共助の活動に理解を求める計画とする
- 6 計画策定後においても、個々の措置による具体的運用についてマニュアルや実施要領等を作成するとともに、図上訓練等によりその内容を検証・評価し反映させるなど、PDCAサイクルによる不断の見直しの仕組みを含んだより実効性の高い計画とする